



平成20年度
町政執行方針



平成20年3月

上富良野町



平成 2 0 年度町政執行方針

平成 2 0 年第 1 回定例町議会の開会にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し上げます。

わが国の経済は、全体として「ゆるやかな回復」が続いているものの、地域間の回復には、ばらつきが見られ、また、サブプライムローン問題を背景とする金融市場の変動や、米国経済の動向、原油価格の高騰などから経済成長の鈍化が懸念されるところでありますが、「経済財政改革の基本方針 2 0 0 7」に基づく「自立と共生」を基本に、改革への取組を加速・深化することを通じて、企業部門の好調さを家計部門に波及させていくことで、民間需要を中心とした持続的な経済成長が期待されるところであります。

このような中であって、国では成長力強化と財政健全化を車の両輪として、これまでの考え方を基本的に受け継ぎ、「基本方針 2 0 0 7」を堅持し、平成 2 3 年度のプライマリーバランス黒字化の達成に向けて、歳出・歳入一体改革を更に進めることとしております。

しかし、本年度の政府予算案では、社会保障費の増や地方交付税の増など、一般会計総額は 2 年連続で増となっており、その財源を賄うための税収については、景気回復のペースが鈍る影響で 0 . 2 % の増にとどまっております。

また、新規の国債発行額は、昨年同程度の 2 5 兆円台前半の水準となったことから、本年度のプライマリーバランスの赤字幅が 5 兆円を超える額に拡大し、5 年ぶりに悪化しております。

地方財政政策では、地方再生を重要課題に掲げる政府の方針として「地方再生対策費」の創設など、地方交付税の増が盛り込まれ、地方

財政計画の規模は7年ぶりに増加しましたが、この増は、地方間の税収のやり繰りや、交付税特別会計借入金の償還繰り延べを財源としたもので、地方財政の本質は、地域間格差が広がり、依然として厳しい状況に変わりはありません。

さて、当町の現状について、財政状況は町税収入の伸びが見込まれない中、地方交付税などのこれまでの大きな削減により、厳しい状況が続いておりますが、行財政改革実施計画に掲げた収支均衡の取れた財政構造への転換という目標は、何としても達成しなければなりません。そのことが、これからのまちづくりにおける実効力と、町民との信頼性を担保するものであると、受けとめております。

このことから、本年度の予算編成にあたっては、昨年度から導入した「予算枠配分方式」を強化徹底するとともに、政策調整枠予算の戦略的・重点的な活用に向けた予算編成を行ったところであります。

厳しい状況が続く中ではありますが、本年度は、「総合計画」、「行財政改革実施計画」が、最終年度という節目の年を迎えることから、これまでの町の取組を総点検するとともに、新たなまちづくりについて、多くの皆さんと大いに議論しなければならないと考えています。

町民の皆さんをはじめ、地域の民間団体の皆さんと協働して、将来に希望の持てる、真に豊かさの実感できるまちづくりを推進していくことが、私に課せられた責務であることを改めて強く認識し、今後の行政運営にあたる所存でありますので、皆さんの特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

先ほど申し上げましたように、収支均衡の取れた財政構造を確立し

ていくことが何よりも重要なことであり、そのことが町民との信頼関係を強固なものにすることであると受けとめています。したがって、行政サービスを支える自主財源を確実に確保するため、最大限の努力をしてまいります。

また、地方交付税などの依存財源について、本年度は一定程度の増が見込まれるものの、今後は国の地方財政政策において流動的な要素が強く、平成23年度のプライマリーバランス黒字化に向けては、総額抑制で推移することが予想されます。今後も、中・長期的な予測をした中で、財政運営をしていかなければならないと考えています。

一方、歳出面では、財源的に流動的な要素があることを十分に踏まえ、経常的な経費については、一層の効率化を追求し、経費の縮減を図らなければなりません。

また、それぞれの事務事業について、「選択と集中」を基本にその評価を確実にを行い、廃止を含めた見直しを進めてまいります。地域において、公共サービスが維持・拡充されるよう、責任と役割を分担しながら、協働による新たな仕組みを確立していくことで、行政サービスの明確化と重点化を果たしていくことが重要と考えます。

それでは、各分野における主な施策の概要について申し上げます。

最初に、一つ目の柱の「豊かな心の人のまち」についてであります。

まず、「生涯学習及び豊かな人材のまちづくり」についてであります。国際的にも、国内的にも、大きく変化する社会の中にあって、町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。教育基本法をはじめ教育三法が改正され、教育行政にあっては大きな変革期を迎えており、教育委員会においては、教育振興計画の策定を予定しているところでありますので、なお一層の連携を図りながら、生涯学習の推

進に努めてまいります。

道立上富良野高等学校については、平成18年に北海道教育委員会
が策定した「高校教育に関する指針」と併せて、同校への入学者数の
減少により、大変厳しい局面を迎えております。将来に向けて学校を
存続していくために、関係機関などに要望運動を進めてまいります。

また、友好提携都市の三重県津市・カナダ国カムローズ市との友好
交流を中心に、地域間交流を通じて、人材育成に努めてまいります。

次に「福祉のまちづくり」についてであります。我が国では、少
子化と高齢化が同時に、かつ急速に進行し、それに伴う保健・医療・
福祉の制度改革が継続的に進められております。当町においても、高
齢者が増加傾向の人口構造の中、町民の皆さんが健康で生き生きと、
自分自身に応じた役割を果たし得るため、住民福祉の向上と健康推進
が図られるように、効果的な諸施策を推進してまいります。

地域福祉については、より小さな地域単位での福祉力の醸成が必要
であり、こうした仕組みづくりのため、福祉関連の各個別計画と整合
性を図りながら、地域福祉計画の策定に向け取り組んでまいります。

また、町社会福祉協議会をはじめ、関係機関や関係団体との連携や
協力体制を、より一層密接にして、町民皆さんとの協働を基盤とした
地域福祉の充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす
ことができるよう、地域福祉の確立と在宅福祉を推進してまいります。

ラベンダーハイツは、老人福祉施設・在宅福祉施設の拠点として、
利用者の健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう、安全で
安心できる質の高いサービスの確保と向上を図るよう努めるとともに、
デイサービス事業においては、本年度から障害者の日中一時支援事業

を実施して、地域福祉サービスの充実と施設の効率的な利用を図ってまいります。

介護保険事業については、第3期介護保険計画の最終年を迎えることから、次期計画の策定とあわせて、高齢者のニーズに対応する事業の安定化に努めてまいります。

また、医療制度の改正による、「生活機能評価健康診査」を行い、特定高齢者を把握した効果的な介護予防事業を実施してまいります。

子育て支援については、町の重要課題の一つとして、引き続き子どもセンターを拠点とした支援活動の充実に努めてまいります。

特に、情報が途絶えがちな家庭が孤立することのないよう実態の把握に努め、同センターの利用を促すとともに、ファミリーサポートセンターの設置に向けた準備を進めてまいります。

また、「放課後子どもプラン事業」の定着を図るとともに、子ども達が地域の大人に見守られた中で安全に過ごすことができるよう、教育委員会との連携の中で一層の充実を図ってまいります。

更に、保育事業については、多様な保育ニーズに応えるとともに、子育て支援を推進するため、本年度から「一時保育事業」を実施してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法に基づく必須事業の相談支援事業など、広域での対応事業や町単独の事業について、引き続き適切に取り組むとともに、発達支援センターにおいては、個々に応じた療育支援の取組とあわせて、地域支援活動として、発達段階での課題解決のため、幼稚園・保育所への訪問支援を行うなど、地域全体の療育体制の向上を図るよう強化してまいります。

次に「健康のまちづくり」についてであります。予防が可能な生

活習慣病については、本年度から開始される各医療保険者による特定健診・特定保健指導を国民健康保険部門と十分連携して予防活動に取り組んでまいります。

特に、当町の現状から腎疾患予防対策が必要であり、町民が腎臓を守る力をつける学習などの予防活動に力を入れてまいります。

また、母子保健については、本年度から、妊婦健康診査の公費負担の拡充を図るとともに、指導体制を強化して学習相談活動を一層推進し、安心して子どもを産み、育てることを目指した活動の充実を図ってまいります。

更に、食は健康の源でもありますので、昨年度、策定した「食育推進計画」を基に、食育の重要性について周知を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、計画に基づく諸活動を展開してまいります。

病院事業については、安定した運営のために経営改革と医療スタッフの確保が重要な課題であります。町立病院が果たすべき役割やそのための体制などに関し、医療・保健・福祉を含めた横断的な協議を継続し、病院改革プランの策定とあわせて、公立病院改革ガイドラインへの対応に取り組んでまいります。

また、介護病床については、病院併設型小規模老健施設への転換を図り、年内の開設を目指してまいります。

更に、地域センター病院である富良野協会病院との連携については、これまでの泌尿器科・循環器科の開設に加え、本年度は眼科の開設に向け、病病連携を強化して町民皆さんの利便性の向上を図ってまいります。

国民健康保険事業については、国民皆保険制度の根底を支えるものであり、事業の安定化に努めてまいります。

また、本年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導について、国保保険者の立場として医療予防、生活の質の向上に向けて、適切な対応に努めてまいります。

また、高齢者医療保険制度については、本年度から、これまでの老人保健事業に変わり、北海道後期高齢者広域連合による新たな「後期高齢者医療制度」に移行されますので、適切に取り組んでまいります。

次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」についてであります。

まず、「農業及び森のまちづくり」についてであります。近年の農業をめぐる情勢は、2年目を迎える「品目横断的経営安定対策」が「水田・畑作経営所得安定対策」に名称を変更し、経営安定対策、米政策改革及び農地・水環境保全対策について見直すなど、変革の時期を迎えております。

また、「食」の安全・安心が揺らぐ中、消費者からは、良質で安全な食材が求められており、町の基幹産業である農業の振興を図っていくため、最終年度となる第5次農業振興計画に基づく奨励作物振興事業やクリーン農業などの諸施策を推進するとともに、次期農業振興計画については、現計画の検証を行い関係機関と連携・協力を図りながら策定してまいります。

農業者の高齢化や後継者不足に起因する耕作放棄地の発生については、農業委員会やふらの農業協同組合などの関係機関と連携を図りながら、その防止に向けて有効な施策を総合的に判断し、農地流動化を推進していくとともに、今後の農業経営の必須条件として、農業者年金の加入及び家族経営協定の普及を促進してまいります。

また、農業基盤や設備等の整備については、本年度からの新規事業として実施する草分地区道営農地防災機能増進事業をはじめ、島津地区道営経営体育成基盤整備事業を継続するとともに、演習場周辺農業用施設設置助成事業による農業機械導入を実施してまいります。

更に、畜産担い手育成総合整備事業については、効率的で安定的な

経営体及び担い手の育成や規模の拡大を図り、「安全・安心」の生産地の形成を促進してまいります。

森林整備については、森林環境保全整備事業により森林施業を実施するとともに、民有林にあっては、21世紀北の森づくり推進事業などを活用し、造林及び除間伐事業を実施し、森林整備に努めてまいります。

次に「商工業、観光及び起業のまちづくり」についてであります。商工業振興事業については、北海道及び当町における経済活動が依然として厳しい状況にある中、活力ある商工業の振興を図るため、商工会と連携を密にし、経営改善普及事業及び空き店舗活用振興事業など、地域経済活動を促進する事業に対し、引き続き支援を行うとともに、工場等の新設・増設企業に対しては、引き続き企業振興措置条例に基づく支援を行ってまいります。

また、中小企業の安定化については、当町経済の持続的・安定的な発展が図られるよう、引き続き事業資金の円滑な融資に努めてまいります。

観光振興については、経済効果はもとより地域の活性化をも促進するものであり、観光協会と連携し、引き続き「富良野・美瑛広域観光」の推進により、上海・台湾などアジア系外国人観光客及び首都圏からの誘客を図るとともに、「花と炎の四季彩まつり」などの行事に支援を行ってまいります。

また、富良野広域圏通年雇用促進協議会及び地産地消推進協議会との連携を図りながら、地域資源を活用した商品開発を目指し、地場製品の消費拡大とそれに伴う雇用を新しくつくりだすよう推進してまいります。

次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

まず、「美しい・潤いのまちづくり」についてであります。当町の貴重な財産であります豊かな自然環境の保全に努めるとともに、景観行政については、景観施策の有効性を高める観点から北海道の景観計画と整合性を図りながら、当町の景観づくり基本計画を基に、その実行性を高めるための作業を進めてまいります。

また、駅及び駅周辺商業地域の整備については、商工会主体で構成する「駅前再開発検討委員会」を通じて協議してきたところですが、昨年度、「まちづくり委員会」に名称変更され、ハード事業に拘らない、ソフト事業も視野に入れた「まちづくり」の検討も進められておりますので、本年度につきましても、引き続き支援してまいります。

公園・緑地については、日の出公園展望台トイレの下水道への接続と、にしまち公園の既設トイレの水洗化事業を実施して環境整備を図るとともに、町民の憩いの場・交流の場として安全で安心して利用いただけるよう、適正な公園管理を行ってまいります。

町営住宅の整備については、富町団地の建替計画3棟35戸のうち、本年度、1棟10戸を着工するとともに、次年度計画の実施設計に取り組んでまいります。

また、泉町団地の屋根、宮町団地の外壁など、必要な改修を計画的に実施し、住環境の整備に努めてまいります。

次に「快適なまちづくり」についてであります。上水道・簡易水道・飲料水供給施設については、老朽管の更新を計画的に進めるとともに、水質管理の充実を進め、町民の皆さんに信頼される清浄で良質な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道事業については、本年度、国土交通省の補助を受

け、浄化センターの大規模な施設・設備の更新計画に着手するとともに、計画的な設備の更新と適切な維持管理に努めてまいります。併せて、合併浄化槽設置事業についても、事業の継続に努めて、快適で豊かな健康生活の実現を推進してまいります。

一般廃棄物については、平成14年ごみの有料化以降、町民皆さんには分別・減量化にご協力をいただいております。当時、作成しましたごみ分別の手引きについては、この間、分別方法の一部改正などもあったことから、本年度、新しく更新し配布してまいります。

また、クリーンセンターの運営については、本年4月から南富良野町から一般ごみの受入処理を行い歳入の確保を図るとともに、施設設備についても、適時適切に維持・補修を行い、安定的な施設運営に努めてまいります。

住居表示については、昭和57年度に実施し、更に平成17年度に新規・更新整備をしたところでありますが、本年度、新たに宅地開発されました南町3丁目地域を行うなど、年次的に整備するよう努めてまいります。

次に「安心のまちづくり」についてであります。消防関係については、事故・災害の多様化に対応できるよう、資機材搬送車の更新と人工蘇生システムを導入するとともに、救急救命士などの計画的な養成を進め、機能強化を図ってまいります。

防災対策については、地域防災計画に基づき、地域住民が自らの地域を自らで守るための自主防災組織の再編成を支援するとともに、継続的な防災啓発や総合防災訓練、地区別防災訓練などを通じて、地域防災力の強化を図ってまいります。

特に、本年度は、昭和63年の十勝岳噴火から20年目に当たるこ

とから、当町及び美瑛町をはじめとする防災関係機関による実行委員会を組織して、「(仮称)北海道火山防災サミット2008 in 十勝岳」を開催し、改めて火山防災への啓発強化に努めてまいります。

また、「安心・安全なまち」の実現に向け、本年度は、耐震改修促進計画を策定してまいります。

除排雪対策については、町民皆さんの協力を得ながら、特に交通の妨げとなる交差点など見通しの悪い箇所の除排雪に重点をおき、冬季間の道路網を確保し、地域において快適に生活ができるよう安全対策に努めてまいります。

地域安全については、全国的に広がりを見せている児童誘拐・殺傷事件、不審者出没の増加などの犯罪防止のため、各関係機関・団体との連携を図りながら、地域力を発揮することで、犯罪のない安全なまちづくりに努めるとともに、交通安全については、昨年7月8日に死亡事故ゼロ、1,000日を達成したところであり、今後もゼロ2,000日を目指し、啓発に努めてまいります。

消費生活の安全については、相談内容も高度化・複雑化していることから、引き続き富良野市消費生活センター内に共同設置した相談窓口により、地域住民の生活安全に努めてまいります。

次に「広がりまちづくり」についてであります。道路網の整備及び河川などの施設整備については、地域の生活や産業を支える基盤づくりを基本に捉え、国土交通省・防衛省などの補助制度を活用し、有効で効率的に事業を推進してまいります。

また、市街地の簡易舗装の改良工事についても、計画的に整備するとともに地域住民の生活道路の適正な維持管理に努めてまいります。

町営バス・スクールバスの運行については、乗車実態に応じて、本

年度、2台を小型車両に更新するとともに、地域住民の生活実態に応じたバス運行の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

次に4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱える様々な課題や問題について、進むべき方向を町民の皆さんとともに考え、決定していくためにも、より多くの町民の皆さんに、政策決定の過程や行政評価の過程などに参画いただき、町民との「協働によるまちづくり」を進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民皆さんと共有していくことが極めて大切であり、パブリックコメントやまちづくりトーク、出前講座などを引き続き推進し、信頼関係の強化に努めてまいります。併せて、町民皆さんの主体的な発想が直接まちづくりに繋がるよう、自治活動奨励補助制度を積極的にご活用いただきながら、住民自治の推進に努めてまいります。

「共に創るまち」の根幹をなし、町の憲法とも言われる「(仮称)自治基本条例」の制定については、「自治基本条例づくり検討会議」の答申を踏まえて、組織内をはじめ、多くの町民を交えた中で情報共有を図りながら、本年度中の条例制定を目指してまいります。

自衛隊関係については、国の防衛計画大綱によって、上富良野駐屯地の主要部隊である戦車及び火砲が削減対象であるため、これが現実化すると上富良野駐屯地の隊員が大幅に減少し、町の人口減少や財政基盤が崩れる事態となり、町の大きな課題となっています。

国では、駐屯地の部隊編成などを決定する次期防衛力整備計画の策定が本年予定されており、当町にとって、駐屯地の現状を堅持するためには、特に重要な年であります。このため、富良野地方自衛隊協力会など自衛隊関係団体との連携をより強め、地域をあげて防衛省の関係組織や国会議員に対する要請活動などを精力的に取り組んでまいり

ます。

また、上富良野演習場の安定的・継続的な使用のため、障害の防止に努めるとともに防衛施設周辺的生活環境の整備による事業などを円滑に実施し、周辺地域との調和を図ってまいります。

町の総合計画については、いよいよ最終年度を迎えることから、現総合計画期間における施策・事務事業の評価を踏まえ、まちづくりトークやパブリックコメントなど、町民の皆さんへの説明や意見反映の機会確保に努め、町民の皆さんとともに、我が町における今後10年の歩むべき方向を共有しながら、第5次総合計画を策定してまいります。

また、行財政改革についても、現実実施計画が最終年度となりますので、計画に掲げた目標の達成に向けて、着実な実践を果たすとともに、新たに策定する第5次総合計画との整合性を図りながら、新行財政改革の取組方向を定めてまいります。

特に本年度は、将来的にも行政利用が見込まれない町有地については、移住・定住促進策を含めた民間利用に向けて、売却処分を進めてまいります。

また、指定管理者制度を含めた民間活力の導入や、自家用車の公用利用制度など、行財政運営の効率化と併せて、「事務事業の事後・事前評価」については、「選択と集中」を基本として、各事務事業の見直しを図り、真に必要な事務事業に行政資源を集中していく仕組みとして、制度化に努めてまいります。

町税は、当町財政の根幹であり、自主財源である税収確保は極めて重要であります。

町としては、新たな滞納者を出さないよう納期内納税の推進に向け、納期回数の見直しや減免基準の明確化、更にはコンビニ収納の拡大な

ど、収納率向上に向けた取組を進めます。

また、税外収入を含めた総合調整を図り、組織総がかりで収納対策の取組を進めてまいります。特に不誠実な滞納者に対しては、公平な徴税負担の観点からも、行政サービスの制限措置条例の有効活用と適正運用に努めてまいります。

更に、ふるさと納税の制度化を控え、当町の寄附促進に向けた諸対応と周知に努めてまいります。

最後に、広域行政の推進については、5市町村で構成する「富良野広域連合準備委員会」により検討を進めており、「し尿・生ごみ処理」、「公共牧場」、「消防」、「学校給食」の4事務を、平成20年中に「富良野広域連合」を設立して、平成21年4月から広域連合で処理を開始できるよう取り組んでまいります。

併せて、平成20年度末に、これらの事務を行っている5つの一部事務組合を解散するとともに、上富良野町と南富良野町の直営で実施している学校給食を広域連合へ移行するよう取り組んでまいります。

当町としましても、町民皆様のご理解をいただき、住民サービスの向上と行財政の効率化を図るため、広域連合の設置と一部事務組合の解散に向け、議員各位のご協力をいただきながら、その実現と着実な推進に努めてまいります。

以上、平成20年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成20年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、先に述べましたように、地方再生を重要課題に掲げる国の方針として、地方財政計画の規模が7年ぶりに拡大したことから、主要財源である地方交付税について、一定程度の増を見込み、予算編成を行ったところであります。

しかし、国の歳出・歳入一体改革の方向から、地方交付税をはじめ、歳出の抑制は、今後とも既定の路線と受けとめており、これらの歳入増は、将来にわたる財政の安定化のために、財源を充てたところであります。

併せて、地方債の補償金免除による繰上償還制度には、借換えと併せて、可能な範囲で減債基金を活用し、繰上償還を実施することで、今後における公債費の負担軽減策を講じてまいります。

また、本年度は、行財政改革実施計画の最終年度を迎えることから、この計画に掲げた、収支均衡の取れた財政構造の確立という目標達成に向けて、計画の着実な実践を取り進めながら、歳入では、町税及び税外収入の収納対策をより一層強化し、歳入確保に努めるとともに、歳出では、事務事業評価の試行実施を含めた事務事業の見直しや、人件費・投資的事業の抑制を図ることで、頑張る地方応援プログラム関連事業や、真に必要な子育て支援策の充実などの財源を確保したところであります。

特に、基金運用のあり方については、必要な行政サービスの確保と将来の世代への責任という考え方を基本に、目的に応じた基金の活用を明確化することで、安易に財源不足を基金に頼ることのない財政構造を明確なものとして、一般会計では、総額 71億5,200万円、前年度対比で14.4%の増、額として9億200万円増の予算案を定めたところであります。

また、特別会計及び公営企業会計予算におきましても、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に、効率的な対応方針の下に財政見通しを立て、それぞれの予算案としたところであります。

特に一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り、各会計予算に対し

措置を行ったところであります。

これらの措置を行うことによりまして、
特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	1 3 億 9 , 3 5 5 万 3 千円
老人保健特別会計	1 億 1 , 3 3 2 万 1 千円
後期高齢者医療特別会計	9 , 5 0 2 万 8 千円
公共下水道事業特別会計	6 億 4 , 2 8 5 万 2 千円
簡易水道事業特別会計	1 億 1 8 5 万 9 千円
介護保険特別会計	6 億 6 , 9 2 6 万円
ラベンダーハイツ事業特別会計	2 億 7 , 8 8 0 万円
病院事業会計	8 億 5 , 5 7 4 万 2 千円
水道事業会計	4 億 6 , 8 2 7 万 1 千円

となっております。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は、

4 6 億 1 , 8 6 8 万 6 千円で、

一般会計予算と合わせた町全体予算では、

1 1 7 億 7 , 0 6 8 万 6 千円、

前年度対比で 3 . 5 % の増、額にして

3 億 9 , 2 9 2 万 2 千円増の財政規模になっております。

以上、町民皆さん並び議員皆さんのご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成 2 0 年度の町政執行方針といたします。

平成 2 0 年 3 月 4 日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄